亡くなった方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

☑	項　目	期　日	備　考
□	死亡退職届の提出	速やかに	亡くなった方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
□	身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
□	健康保険などへの加入		亡くなった方の被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
□	最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
□	埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。

亡くなった方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

☑	項　目	期　日	備　考
□	【消費税】 個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 詳しくはお問い合わせください。 水戸税務署 ☎ 029−231−4211
□	【消費税】 事業廃止届出書		
□	【所得税】 個人事業の 開業・廃業などの届出書	事業者が死亡した日から 1ヶ月以内	
□	【源泉所得税】 給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		

memo